



平成20年3月期 中間決算短信

平成19年11月15日

上場会社名 株式会社 滋賀銀行 上場取引所 東証一部・大証一部
 コード番号 8366 URL <http://www.shigagin.com>
 代表者 (役職名) 取締役頭取 (氏名) 高田 紘一
 問合せ先責任者 (役職名) 総合企画部主計室長 (氏名) 今井 信一郎 TEL (077) 521-2205
 半期報告書提出予定日 平成19年12月14日 配当支払開始予定日 平成19年12月10日
 特定取引勘定設置の有無 無

1. 19年9月中間期の連結業績 (平成19年4月1日～平成19年9月30日) (百万円未満切捨て)

(1) 連結経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	51,836	8.3	9,466	12.4	3,626	△23.7
18年9月中間期	47,864	1.9	8,425	△15.2	4,751	△35.0
19年3月期	96,635	—	16,061	—	8,839	—
	1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
	円	銭	円	銭		
19年9月中間期	13	72	—	—		
18年9月中間期	17	96	—	—		
19年3月期	33	42	—	—		

(参考) 持分法投資損益 19年9月中間期 一百万円 18年9月中間期 一百万円 19年3月期 一百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注)	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
19年9月中間期	4,167,808	289,682	6.4	1,010	13
18年9月中間期	4,078,373	253,892	6.2	949	98
19年3月期	4,179,335	283,997	6.3	987	99

(参考) 自己資本 19年9月中間期 266,995百万円 18年9月中間期 251,284百万円 19年3月期 261,243百万円

(注) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部合計で除して算出しております。「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出した連結自己資本比率は現在集計中であり、確定次第、開示いたします。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19年9月中間期	25,039	△28,039	△1,179	44,237
18年9月中間期	△51,500	49,958	△850	49,794
19年3月期	△78,100	74,206	125	48,420

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金					
	中間期末		期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭
19年3月期	3	00	3	00	6	00
20年3月期	3	00	—		6	00
20年3月期(予想)	—		3	00		

3. 20年3月期の連結業績予想 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

通期	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
	100,000	3.5	18,000	12.1	9,000	1.8	34	05

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無
- (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
- ② ①以外の変更 無

〔(注) 詳細は、14ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び25ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。〕

(3) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数（自己株式を含む）
- | | | | |
|----------|--------------|----------|--------------|
| 19年9月中間期 | 265,450,406株 | 18年9月中間期 | 265,450,406株 |
| 19年3月期 | 265,450,406株 | | |
- ② 期末自己株式数
- | | | | |
|----------|------------|----------|----------|
| 19年9月中間期 | 1,132,902株 | 18年9月中間期 | 933,980株 |
| 19年3月期 | 1,030,473株 | | |

(注) 1株当たり中間(当期)純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、44ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 19年9月中間期の個別業績（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

(1) 個別経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	46,751	8.8	8,745	11.8	3,436	△25.4
18年9月中間期	42,981	2.0	7,822	△17.5	4,604	△36.1
19年3月期	84,692	—	14,945	—	8,570	—

	1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭
19年9月中間期	13	00
18年9月中間期	17	41
19年3月期	32	40

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注)	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
19年9月中間期	4,150,702	265,825	6.4	1,005	71
18年9月中間期	4,063,712	250,414	6.2	946	69
19年3月期	4,163,868	260,254	6.3	984	25

(参考) 自己資本 19年9月中間期 265,825百万円 18年9月中間期 250,414百万円 19年3月期 260,254百万円

(注) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出した単体自己資本比率は現在集計中であり、確定次第、開示いたします。

2. 20年3月期の個別業績予想（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	90,000	6.3	17,000	13.8	8,500	△0.8	32	16

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

なお、平成20年3月期の連結及び個別業績予想については、平成19年3月期決算短信(平成19年5月17日開示)の数値から修正しております。業績予想に関する事項については、4ページを参照してください。

1 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

平成19年度上半期のわが国経済は、内外需要の増加を背景に、企業収益が高水準で推移する中、緩やかな拡大の過程をたどりました。一方、金融面では、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮懸念の広がりにより、日本銀行の政策金利の引上げが見送られるなど、金利正常化に向けた動きが足踏みしました。金融業界においても、金融商品取引法の施行（9月）や、郵政民営化のスタート（10月）など、新たな局面を迎えました。

このような経済金融環境のもと、当行グループは、新世紀第3次長期経営計画（期間：3年間、平成19年4月～平成22年3月）のメインテーマである「リスク管理の高度化による企業価値の向上」の実現に向け、「3つのC＋CSR」①コンソリデーション（Consolidation：商品・サービスの向上、合理的かつ積極的なリスクテイク）、②クレジット・リスク（Credit Risk：信用リスク管理の高度化）、③コスト・コントロール（Cost Control：生産性の向上）を基本営業戦略として展開してまいりました。その結果、当中間連結会計期間の経営成績は、以下のとおりとなりました。

(1) 連結粗利益〔資金利益＋役務取引等利益＋その他業務利益〕

連結粗利益は、資金利益の増加を中心に、前中間連結会計期間比2,099百万円増加の34,311百万円となりました。

資金利益は、前中間連結会計期間に比べて1,454百万円増加し30,058百万円となりました。資金利益が増加した主な要因は、預金等利息（譲渡性預金利息を含む）が前中間連結会計期間に比べて3,704百万円増加したものの、貸出金利息が前中間連結会計期間に比べて3,886百万円増加したこと、ならびに有価証券利息配当金が前中間連結会計期間に比べて965百万円増加したためであります。

役務取引等利益は、前中間連結会計期間に比べて90百万円増加し5,300百万円となりました。これは、投資信託販売等の証券関連業務による手数料収入が順調に増加したためであります。

その他業務利益は、前中間連結会計期間に比べて555百万円改善し△1,047百万円となりました。これは、債券関係損益が改善したことによります。

(2) 連結実質業務純益〔連結粗利益－営業経費（臨時費用処理分を除く）〕

営業経費（臨時費用処理分を除く）は、お客さまの更なるニーズにお応えすべく、ご相談コーナーの充実やIT関連投資を行ったことより、前中間連結会計期間に比べて903百万円増加し23,566百万円となりました。

その結果、連結実質業務純益は10,744百万円となり、前中間連結会計期間に比べて1,196百万円の増益となりました。

(3) 経常利益〔連結実質業務純益－その他経常費用中一般貸倒引当金繰入額＋その他経常損益（不良債権処理額・株式関係損益等）〕

不良債権の処理につきましては、「問題は先送りしない」という方針のもと、厳正な自己査定を実施しております。当中間連結会計期間の貸倒引当償却費用（＝その他経常費用中一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額－貸倒引当金等戻入益（ゴルフ会員権に対する引当金の繰入・戻入額を除く））は、前中間連結会計期間に比べて408百万円減少し、833百万円となりました。

また、株式関係損益（＝売却益－売却損－償却）は753百万円で、前中間連結会計期間に比べて1,451百万円の減少となりました。

以上のとおり、主として資金利益の増加の寄与により、経常利益は9,466百万円と前中間連結会計期間に比べて1,040百万円の増益となりました。

(4) 中間純利益〔経常利益＋特別損益－税効果会計適用による法人税等の税負担額（法人税、住民税及び事業税＋法人税等調整額）－少数株主利益〕

財務体質の健全化のため、繰延税金資産の回収可能性を厳格化したことにより、税効果会計適用後の法人税等の負担額（「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」の合計）は、前中間連結会計期間に比べて2,076百万円増加し、5,166百万円となりました。

以上の結果、中間純利益は、3,626百万円となり、前中間連結会計期間に比べて1,124百万円の減益となりました。

（5）当期の見通し

今後の景気は、設備投資は底固く、緩やかな拡大傾向が持続するものと思われませんが、一方で、原油価格の動向や米国経済の減速等も懸念されております。こうした状況を踏まえ、平成19年度（平成20年3月期）通期の業績予想は、連結経常収益を当初予想どおり1,000億円、連結経常利益は資金利益が増加していること及び与信コストが減少していることを踏まえ、当初予想より30億円増の180億円、連結当期純利益は繰延税金資産を取崩したことにより、当初予想どおり90億円と見込んでおります。

（2）財政状態に関する分析

（1）主要勘定の概況

預金等（譲渡性預金を含む）の期中平均残高は、個人預金を中心に前中間連結会計期間に比べ、63,192百万円増加（増加率1.74%）して3,676,986百万円（うち預金は3,554,415百万円）となりました。

一方、貸出金の期中平均残高は、消費者向け貸出の増加に加え、事業性貸出も順調に推移したことから、前中間連結会計期間に比べ、79,903百万円増加（増加率3.33%）し、2,476,796百万円となりました。

なお、リスク管理債権残高は60,964百万円（前連結会計年度末に比べて96百万円減少し、総貸出金残高に占める比率は2.45%と前連結会計年度末比0.01%の低下）となりました。

当行グループは、お客さまからより一層安心してお取引いただけるよう、引き続き資産の健全性確保に努めるとともに、収益力の強化による企業価値の向上に努力してまいり所存であります。

平成19年度（平成20年3月期）通期の主要勘定につきましては、預金等（譲渡性預金を含む）の期中平均残高は前連結会計年度比776億円増加（増加率2.1%）の3兆6,830億円、貸出金の期中平均残高は、前連結会計年度比849億円増加（増加率3.5%）の2兆5,000億円を見込んでおります。

（2）自己資本の状況

「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出した自己資本比率は現在集計中であり、確定次第、開示いたします。

（3）キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前中間連結会計期間末に比べ5,556百万円減少し、当中間連結会計期間末は44,237百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は25,039百万円で、前中間連結会計期間と比べ76,540百万円の増加となりました。主な要因は、コールローンの減少であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に支出した資金は28,039百万円で、前中間連結会計期間と比べキャッシュ・フローは77,998百万円減少しました。主な要因は、有価証券の売却及び償還による収入の減少であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動に支出した資金は1,179百万円で、前中間連結会計期間と比べ328百万円増加しました。主な要因は、優先出資証券の配当金の支払であります。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当行は、お客さまや地域社会との「共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、将来に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当中間期の配当につきましては、前期末配当金と同様、1株当たり3円とさせていただきます。期末配当につきましても、上記の基本方針に則って1株当たり3円とさせていただきます予定であります。

内部留保金につきましては、お客さまのニーズに一層お応えするため、「IT」を活用した新しいビジネスモデルの構築や、新商品・新サービスの開発など、より効率的・効果的な投資に充当し、収益力の向上と経営基盤の一層の強化を図ってまいります。

2 企業集団の状況

最近の有価証券報告書（平成19年6月27日提出）における「事業系統図(事業の内容)」及び「関係会社の状況」から重要な変更がないため開示を省略します。

3 経営方針

(1)会社の経営の基本方針、(2)目標とする経営指標、(3)中長期的な会社の経営戦略、(4)会社の対処すべき課題については、平成19年3月期決算短信（平成19年5月17日開示）により開示を行った内容から重要な変更がないため、開示を省略します。

当該決算短信は、次のURLからご覧いただくことができます。

(当行ホームページ)

<http://www.shigagin.com>

(東京証券取引所ホームページ(上場会社情報検索ページ))

<http://www.tse.or.jp/listing/compsearch/index.html>

4 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		51,387	1.26	46,027	1.11	50,322	1.20
コールローン及び 買入手形		62,219	1.52	86,834	2.08	129,381	3.10
買入金銭債権		21,541	0.53	21,571	0.52	22,363	0.54
商品有価証券		721	0.02	1,493	0.04	1,012	0.02
金銭の信託		13,004	0.32	14,307	0.34	13,999	0.34
有価証券	※1, 2 9, 15	1,373,363	33.67	1,379,568	33.10	1,355,021	32.42
貸出金	※3, 4 5, 6 7, 8 10	2,406,417	59.00	2,485,389	59.63	2,473,464	59.18
外国為替	※8	4,890	0.12	5,702	0.14	8,460	0.20
その他資産	※9	24,012	0.59	23,854	0.57	22,106	0.53
有形固定資産	※11 12, 13	77,610	1.90	74,420	1.79	76,255	1.82
無形固定資産		6,424	0.16	8,425	0.20	8,014	0.19
繰延税金資産		296	0.01	476	0.01	315	0.01
支払承諾見返	※15	52,071	1.28	36,444	0.87	36,625	0.88
貸倒引当金		△15,572	△0.38	△16,686	△0.40	△17,981	△0.43
投資損失引当金		△15	△0.00	△22	△0.00	△23	△0.00
資産の部合計		4,078,373	100.00	4,167,808	100.00	4,179,335	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	3,487,910	85.52	3,564,947	85.54	3,585,802	85.80
譲渡性預金		120,051	2.94	124,706	2.99	119,949	2.87
コールマネー及び 売渡手形		24,169	0.59	5,771	0.14	14,166	0.34
債券貸借取引受入 担保金	※9	31,139	0.76	42,679	1.02	38,114	0.91
借入金	※14	39,195	0.96	22,835	0.55	21,552	0.52
外国為替		104	0.00	95	0.00	63	0.00
その他負債	※9	36,198	0.89	39,959	0.96	44,377	1.06
役員賞与引当金		—	—	—	—	35	0.00
退職給付引当金		6,346	0.16	7,456	0.18	6,846	0.16
役員退職慰労引当金		—	—	216	0.01	251	0.01
時効預金払戻引当金		—	—	707	0.02	418	0.01
利息返還損失引当金		—	—	135	0.00	40	0.00
その他の偶発損失 引当金		—	—	901	0.02	—	—
繰延税金負債		14,328	0.35	19,809	0.48	14,743	0.35
再評価に係る 繰延税金負債	※11	12,923	0.32	11,414	0.27	12,292	0.29
負ののれん		40	0.00	44	0.00	59	0.00
支払承諾	※15	52,071	1.28	36,444	0.87	36,625	0.88
負債の部合計		3,824,480	93.77	3,878,126	93.05	3,895,338	93.20
(純資産の部)							
資本金		33,076	0.81	33,076	0.79	33,076	0.79
資本剰余金		23,964	0.59	23,968	0.58	23,966	0.57
利益剰余金		131,038	3.21	139,390	3.35	135,261	3.24
自己株式		△526	△0.01	△689	△0.02	△604	△0.01
株主資本合計		187,553	4.60	195,745	4.70	191,700	4.59
その他有価証券 評価差額金		50,667	1.24	60,631	1.45	57,635	1.38
繰延ヘッジ損益		219	0.01	△2	△0.00	△7	△0.00
土地再評価差額金	※11	12,843	0.32	10,620	0.26	11,915	0.29
評価・換算 差額等合計		63,730	1.57	71,249	1.71	69,543	1.67
少数株主持分		2,607	0.06	22,686	0.54	22,753	0.54
純資産の部合計		253,892	6.23	289,682	6.95	283,997	6.80
負債及び純資産 の部合計		4,078,373	100.00	4,167,808	100.00	4,179,335	100.00

(2) 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		47,864	100.00	51,836	100.00	96,635	100.00
資金運用収益		32,325		37,445		66,417	
(うち貸出金利息)		(21,422)		(25,308)		(44,727)	
(うち有価証券利息 配当金)		(10,551)		(11,516)		(20,906)	
役務取引等収益		7,019		7,214		14,116	
その他業務収益		5,237		4,777		12,029	
その他経常収益		3,282		2,399		4,072	
経常費用		39,439	82.40	42,369	81.74	80,573	83.38
資金調達費用		3,726		7,405		9,126	
(うち預金利息)		(1,942)		(5,408)		(5,376)	
役務取引等費用		1,809		1,913		3,562	
その他業務費用		6,840		5,824		14,606	
営業経費		23,507		24,380		46,044	
その他経常費用	※1	3,555		2,845		7,233	
経常利益		8,425	17.60	9,466	18.26	16,061	16.62
特別利益	※2	1,844	3.85	1,641	3.16	2,721	2.82
特別損失	※3,4	2,309	4.82	2,050	3.95	3,383	3.50
税金等調整前 中間(当期)純利益		7,960	16.63	9,057	17.47	15,399	15.94
法人税、住民税 及び事業税		4,532	9.47	4,241	8.18	7,479	7.74
法人税等調整額		△1,442	△3.01	924	1.79	△1,344	△1.39
少数株主利益		119	0.25	264	0.51	424	0.44
中間(当期)純利益		4,751	9.92	3,626	6.99	8,839	9.15

(3) 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	33,076	23,962	126,089	△470	182,659
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△793	—	△793
役員賞与(注)	—	—	△35	—	△35
中間純利益	—	—	4,751	—	4,751
自己株式の取得	—	—	—	△62	△62
自己株式の処分	—	2	—	6	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	1,026	—	1,026
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	2	4,948	△56	4,894
平成18年9月30日残高(百万円)	33,076	23,964	131,038	△526	187,553

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	50,804	—	13,870	64,674	2,515	249,849
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△793
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△35
中間純利益	—	—	—	—	—	4,751
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△62
自己株式の処分	—	—	—	—	—	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1,026	△1,026	—	—
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△136	219	—	82	92	174
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△136	219	△1,026	△943	92	4,043
平成18年9月30日残高(百万円)	50,667	219	12,843	63,730	2,607	253,892

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	33,076	23,966	135,261	△604	191,700
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△793	—	△793
中間純利益	—	—	3,626	—	3,626
自己株式の取得	—	—	—	△92	△92
自己株式の処分	—	1	—	7	9
土地再評価差額金の取崩	—	—	1,294	—	1,294
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	1	4,128	△85	4,045
平成19年9月30日残高(百万円)	33,076	23,968	139,390	△689	195,745

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	57,635	△7	11,915	69,543	22,753	283,997
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△793
中間純利益	—	—	—	—	—	3,626
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△92
自己株式の処分	—	—	—	—	—	9
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	1,294
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	2,996	4	△1,294	1,706	△66	1,639
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	2,996	4	△1,294	1,706	△66	5,684
平成19年9月30日残高(百万円)	60,631	△2	10,620	71,249	22,686	289,682

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	33,076	23,962	126,089	△470	182,659
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△793	—	△793
剰余金の配当	—	—	△793	—	△793
役員賞与(注)	—	—	△35	—	△35
当期純利益	—	—	8,839	—	8,839
自己株式の取得	—	—	—	△145	△145
自己株式の処分	—	3	—	11	15
土地再評価差額金の取崩	—	—	1,954	—	1,954
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	3	9,172	△134	9,041
平成19年3月31日残高(百万円)	33,076	23,966	135,261	△604	191,700

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	50,804	—	13,870	64,674	2,515	249,849
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	△793
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△793
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	△35
当期純利益	—	—	—	—	—	8,839
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△145
自己株式の処分	—	—	—	—	—	15
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	1,954
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	6,831	△7	△1,954	4,868	20,237	25,106
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	6,831	△7	△1,954	4,868	20,237	34,148
平成19年3月31日残高(百万円)	57,635	△7	11,915	69,543	22,753	283,997

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前 中間(当期)純利益		7,960	9,057	15,399
減価償却費		4,451	4,424	8,868
減損損失		2,261	1,991	3,313
のれん償却額		18	—	37
負ののれん償却額		—	△14	—
貸倒引当金の増加額		△2,249	△1,295	159
投資損失引当金の増加額		△13	△0	△5
その他の偶発損失引当金の 増加額		—	901	—
退職給付引当金の増加額		△1,732	609	△1,233
役員退職慰労引当金の増加額		—	△34	251
時効預金払戻引当金の増加額		—	288	418
利息返還損失引当金の増加額		—	95	40
資金運用収益		△32,325	△37,445	△66,417
資金調達費用		3,726	7,405	9,126
有価証券関係損益(△)		△2,010	△842	△2,054
金銭の信託の運用損益(△)		20	△316	△46
為替差損益(△)		△1	3	△1
固定資産処分損益(△)		47	58	△1,511
貸出金の純増(△)減		△27,467	△11,925	△94,514
預金の純増減(△)		△14,191	△20,854	83,699
譲渡性預金の純増減(△)		△2,125	4,757	△2,228
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)		808	1,282	1,165
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		1,545	112	1,236
コールローン等の純増(△)減		△26,040	43,338	△94,023
コールマネー等の純増減(△)		20,410	△8,394	10,406
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		△9,049	4,565	△2,074
外国為替(資産)の純増(△)減		381	2,758	△3,188
外国為替(負債)の純増減(△)		11	32	△29
資金運用による収入		31,124	36,373	65,304
資金調達による支出		△2,640	△5,474	△6,651
その他		△672	△1,094	2,301
小計		△47,750	30,362	△72,251
法人税等の支払額		△3,750	△5,322	△5,848
営業活動による キャッシュ・フロー		△51,500	25,039	△78,100

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△172,114	△159,168	△333,142
有価証券の売却による収入		135,821	93,945	273,764
有価証券の償還による収入		92,650	42,650	147,490
金銭の信託の増加による支出		—	△7	△1,005
金銭の信託の減少による収入		800	4	802
有形固定資産の取得による 支出		△5,660	△4,426	△11,989
有形固定資産の売却による 収入		0	178	2,300
無形固定資産の取得による 支出		△1,538	△1,215	△4,015
投資活動による キャッシュ・フロー		49,958	△28,039	74,206
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による 支出		—	—	△18,000
少数株主からの払込による収入		—	—	20,000
配当金支払額		△793	△793	△1,587
少数株主への配当金支払額		△2	△302	△156
自己株式の取得による支出		△62	△92	△145
自己株式の売却による収入		8	9	15
財務活動による キャッシュ・フロー		△850	△1,179	125
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		1	△3	1
V 現金及び現金同等物の 増減(△)額		△2,391	△4,182	△3,766
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		52,186	48,420	52,186
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		49,794	44,237	48,420

(5) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 14社 主要な会社名 しがぎんビジネスサー ビス株式会社 株式会社滋賀ディーシ ーカード しがぎんリース・キャ ピタル株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投 資事業有限責任組合 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純 損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合 う額)及び繰延ヘッジ損 益(持分に見合う額)等か らみて、連結の範囲から 除いても企業集団の財政 状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏しい ため、連結の範囲から除 外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 12社 主要な会社名 しがぎんビジネスサー ビス株式会社 株式会社滋賀ディーシ ーカード しがぎんリース・キャ ピタル株式会社 なお、連結子会社滋賀 柏原代理店株式会社、同 滋賀余呉代理店株式會 社、同滋賀朽木代理店株 式会社、同滋賀西浅井代 理店株式会社は、平成19 年4月1日付で、滋賀柏原 代理店株式会社を存続會 社として合併し、しがぎ ん代理店株式会社となり ました。</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投 資事業有限責任組合 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間純 損益(持分に見合う額)及 び利益剰余金(持分に見 合う額)等からみて、連 結の範囲から除いても企 業集団の財政状態及び経 営成績に関する合理的な 判断を妨げない程度に重 要性が乏しいため、連結 の範囲から除外しており ます。</p>	<p>(1) 連結子会社 15社 主要な会社名 しがぎんビジネスサー ビス株式会社 株式会社滋賀ディーシ ーカード しがぎんリース・キャ ピタル株式会社 なお、Shiga Preferred Capital Cayman Limited は、設立により、当連結 会計年度から連結の範囲 に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投 資事業有限責任組合 非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期純 損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合 う額)及び繰延ヘッジ損 益(持分に見合う額)等か らみて、連結の範囲から 除いても企業集団の財政 状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げな い程度に重要性が乏しい ため、連結の範囲から除 外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子 会社 同 左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投 資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結 子会社は、中間純損益 (持分に見合う額)、利益 剰余金(持分に見合う額) 及び繰延ヘッジ損益(持 分に見合う額)等からみ て、持分法の対象から除 いても中間連結財務諸表 に重要な影響を与えない ため、持分法の対象から 除いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投 資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結 子会社は、中間純損益 (持分に見合う額)及び利 益剰余金(持分に見合う 額)等からみて、持分法 の対象から除いても中間 連結財務諸表に重要な影 響を与えないため、持分 法の対象から除いており ます。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 同 左</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結 子会社 会社名 滋賀ベンチャー2号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー3号投 資事業有限責任組合 滋賀ベンチャー4号投 資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結 子会社は、当期純損益 (持分に見合う額)、利益 剰余金(持分に見合う額) 及び繰延ヘッジ損益(持 分に見合う額)等からみ て、持分法の対象から除 いても連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会 社 同 左</p>
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等に 関する事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 14社	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 12社	連結子会社の決算日は次 のとおりであります。 3月末日 15社
4 会計処理基準に関 する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 当行の保有する商品有 価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移動 平均法により算定)により 行っております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 売買目的有価証券につ いては時価法(売却原価 は主として移動平均法 により算定)、満期保有 目的の債券については 移動平均法による償却 原価法(定額法)、その 他有価証券のうち時価 のあるものについては 中間連結決算日の市場 価格等に基づく時価法 (売却原価は主として移 動平均法により算定)、 時価のないものにつ いては移動平均法による 原価法又は償却原価法 により行っております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部純資産直入法 により処理しております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ) 同 左</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同 左</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 (イ)有価証券の評価は、 売買目的有価証券につ いては時価法(売却原価 は主として移動平均法 により算定)、満期保有 目的の債券については 移動平均法による償却 原価法(定額法)、その 他有価証券のうち時価 のあるものについては 連結決算日の市場価格 等に基づく時価法(売却 原価は主として移動平 均法により算定)、時価 のないものについては 移動平均法による原価 法又は償却原価法によ り行っております。 なお、その他有価証 券の評価差額について は、全部純資産直入法 により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>連結子会社の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は上記(イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(ハ) 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(ロ) 同 左</p> <p>(ハ) 同 左</p>	<p>(ロ) 同 左</p> <p>(ハ) 同 左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ123百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	
	<p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,116百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,363百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,332百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>
			<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は35百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>
		<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、内規に基づいて発生していると認められる要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職金の支払いに備えるため、年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、当連結会計年度からは、内規に基づく年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は251百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間連結会計期間の営業経費は213百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少いたします。</p>	
	<p>——</p>	<p>(9) 時効預金払戻引当金の計上基準</p> <p>当行の時効預金払戻引当金は、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間連結会計期間のその他経常費用は315百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(10) 時効預金払戻引当金の計上基準</p> <p>時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、当連結会計年度からは、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は418百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	——	<p>(10) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社の利息返還損失引当金は、過去の返還実績等を勘案して将来の返還に必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>利息の返還については、従来債務者からの返還請求時に費用として処理しておりましたが、前連結会計年度の下期より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号）を適用し、過去の返還実績等を勘案して、将来の返還に必要と認められた額を利息返還損失引当金として計上しております。</p> <p>前中間連結会計期間において、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合の前中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(11) 利息返還損失引当金の計上基準</p> <p>利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため、当連結会計年度に必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>利息の返還については、従来債務者からの返還請求時に費用として処理しておりましたが、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（平成18年10月13日日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号）を適用し、当連結会計年度からは、過去の返還実績等を勘案して、将来の返還に必要と認められた額を利息返還損失引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は40百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>
	——	<p>(11) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>当行のその他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	——
	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同 左</p>	<p>(12) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(9) リース取引の処理方法</p> <p>当行並びに連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりしております。</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>	<p>(13) リース取引の処理方法</p> <p>同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
	<p>(11)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(15)消費税等の会計処理 当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同 左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

(6) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は251,065百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は261,251百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

(表示方法の変更)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 負債の部に掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p>

(7) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,453百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,427百万円、延滞債権額は21,193百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,115百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金967百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,616百万円、延滞債権額は24,367百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,983百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金1,386百万円を含んでおります。</p> <p>※2 使用貸借又は貸借借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は2,015百万円、延滞債権額は22,785百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,646百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,333百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,069百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は16,230百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。))に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,996百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,964百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は14,118百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,435百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。))に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,518百万円であります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,613百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は61,060百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計年度末残高は16,117百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,723百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。))に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,704百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 136,841百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,603百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 31,139百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,543百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は955百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、845,311百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が837,534百万円あります。</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 147,163百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,467百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 42,679百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,792百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は933百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、851,046百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が835,948百万円あります。</p>	<p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 142,361百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 8,227百万円</p> <p>債券貸借取引 受入担保金 38,114百万円</p> <p>その他負債 (運用受託金) 60百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,541百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は929百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、836,571百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が819,587百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 75,116百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 75,710百万円</p>	<p>※12 有形固定資産の減価償却累計額 74,176百万円</p>
<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※13 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>
<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p>	<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,000百万円が含まれております。</p>	<p>※14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金14,000百万円が含まれております。</p>
<p>—————</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は9,777百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ13,923百万円減少いたします。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は、10,567百万円であります。 (会計方針の変更) 当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ10,567百万円減少しております。</p>

（中間連結損益計算書関係）

前中間連結会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	当中間連結会計期間 （自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）	前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却2,664百万円及び株式等償却67百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、償却債権取立益399百万円、貸倒引当金等戻入益1,445百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は、固定資産処分損47百万円、減損損失2,261百万円であります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位とし減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）</p> <p>（イ）滋賀県内 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85百万円</p> <p>（ロ）滋賀県外 主な用途 営業用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸出金償却717百万円及び株式等償却216百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益は、償却債権取立益787百万円、貸倒引当金等戻入益854百万円であります。</p> <p>※3 特別損失は、固定資産処分損58百万円、減損損失1,991百万円であります。</p> <p>※4 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）</p> <p>（イ）滋賀県内 主な用途 営業用資産1カ所 種類 動産 減損損失額 7百万円</p> <p>（ロ）滋賀県外 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 その他の経常費用には、貸出金償却3,343百万円、株式等償却99百万円を含んでおります。</p> <p>※2 特別利益には、償却債権取立益1,139百万円を含んでおりません。</p> <p>※3 特別損失は、減損損失3,313百万円であります。</p> <p>※4 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。 なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。</p> <p>（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）</p> <p>（イ）滋賀県内 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85百万円</p> <p>（ロ）滋賀県内 主な用途 共用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,051百万円</p> <p>（ハ）滋賀県外 主な用途 営業用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176百万円 上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額) 当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額) 当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額) 当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	864	80	11	933	(注)
合 計	864	80	11	933	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成18年3月31日	平成18年6月28日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	793	その他利益 剰余金	3	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	1,030	114	11	1,132	(注)
合 計	1,030	114	11	1,132	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成19年3月31日	平成19年6月27日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月15日 取締役会	普通株式	792	その他利益 剰余金	3	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当連結会計 年度増加株式数 (千株)	当連結会計 年度減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450	—	—	265,450	
合 計	265,450	—	—	265,450	
自己株式					
普通株式	864	185	19	1,030	(注)
合 計	864	185	19	1,030	

(注) 当連結会計年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当連結会計年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月27日 定時株主総会	普通株式	793	3	平成18年3月31日	平成18年6月28日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	793	3	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	793	その他利益 剰余金	3	平成19年 3月31日	平成19年 6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在
現金預け金勘定 51,387百万円	現金預け金勘定 46,027百万円	現金預け金勘定 50,322百万円
定期預け金 △1,000百万円	定期預け金 △1,288百万円	定期預け金 △1,472百万円
その他預け金 △592百万円	その他預け金 △501百万円	その他預け金 △429百万円
現金及び現金同等物 49,794百万円	現金及び現金同等物 44,237百万円	現金及び現金同等物 48,420百万円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	42,770	3,795	1,298	47,864	—	47,864
(2)セグメント間の 内部経常収益	244	113	1,015	1,372	(1,372)	—
計	43,015	3,909	2,313	49,237	(1,372)	47,864
経常費用	35,191	3,677	2,015	40,884	(1,445)	39,439
経常利益	7,823	232	297	8,353	72	8,425

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
 (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業
 (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行業等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	46,537	3,955	1,343	51,836	—	51,836
(2)セグメント間の 内部経常収益	211	419	1,059	1,691	(1,691)	—
計	46,748	4,375	2,403	53,527	(1,691)	51,836
経常費用	38,001	3,940	2,180	44,121	(1,752)	42,369
経常利益	8,747	435	223	9,406	60	9,466

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
 (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
 (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業等
 (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行業等

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース・ 投資事業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又 は 全 社 (百万円)	連 結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する 経常収益	84,283	9,718	2,633	96,635	—	96,635
(2)セグメント間の 内部経常収益	475	482	2,053	3,011	(3,011)	—
計	84,758	10,201	4,687	99,646	(3,011)	96,635
経常費用	69,813	9,606	4,141	83,561	(2,988)	80,573
経常利益	14,945	594	545	16,084	(23)	16,061

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業
- (2) リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル業等
- (3) その他の事業・・・・クレジットカード、事務代行事業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	98,163	199,566	101,403
債券	779,719	772,587	△7,131
国債	408,920	403,521	△5,399
地方債	131,608	131,054	△553
社債	239,190	238,011	△1,178
その他	384,134	375,184	△8,949
合計	1,262,016	1,347,338	85,321

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,464
公募債以外の内国非上場債券	14,829

II 当中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	97,568	214,364	116,795
債券	751,044	743,854	△7,189
国債	356,434	350,633	△5,800
地方債	160,161	159,370	△791
社債	234,448	233,850	△597
その他	414,111	402,678	△11,433
合計	1,262,724	1,360,896	98,172

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,390
公募債以外の内国非上場債券	10,112

Ⅲ 前連結会計年度

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」ならびに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。
ただし、該当するものはありません。

1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	17,326	△394

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	97,755	205,917	108,162	108,602	439
債券	757,418	750,035	△7,382	1,424	8,806
国債	405,791	399,568	△6,223	262	6,485
地方債	126,643	126,027	△615	360	975
社債	224,982	224,439	△543	801	1,345
その他	385,945	377,273	△8,672	741	9,413
合計	1,241,119	1,333,227	92,107	110,767	18,659

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	246,612	4,249	1,265

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
非上場株式	3,515
公募債以外の内国非上場債券	10,943

7 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	91,478	360,342	247,859	61,299
国債	47,431	160,417	150,387	41,331
地方債	8,777	48,729	68,520	—
社債	35,269	151,195	28,951	19,967
その他	1,089	120,416	154,089	46,515
合計	92,567	480,759	401,948	107,814

なお、満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,010	3,004	△5

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,016	3,010	△6

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,993	—

2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	3,013	3,005	△7	—	7

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	85,316
その他有価証券	85,321
その他の金銭の信託	△5
(△)繰延税金負債	34,498
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,818
(△)少数株主持分相当額	150
その他有価証券評価差額金	50,667

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	98,165
その他有価証券	98,172
その他の金銭の信託	△6
(△)繰延税金負債	37,418
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	60,747
(△)少数株主持分相当額	115
その他有価証券評価差額金	60,631

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	92,100
その他有価証券	92,107
その他の金銭の信託	△7
(△)繰延税金負債	34,320
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	57,779
(△)少数株主持分相当額	143
その他有価証券評価差額金	57,635

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	949.97	1,010.13	987.98
1株当たり中間(当期)純利益	円	17.96	13.71	33.41
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	253,892	289,682	283,997
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	2,607	22,686	22,753
(うち少数株主持分)	2,607	22,686	22,753
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	251,284	266,995	261,243
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(千株)	264,516	264,317	264,419

(2) 1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	4,751	3,626	8,839
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	4,751	3,626	8,839
普通株式の期中平均株式数	千株	264,555	264,364	264,514

2 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額並びに算定上の基礎については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

開示の省略

リース取引、デリバティブ取引に関する注記事項については、中間決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

なお、ストック・オプション等、企業結合等に関する注記事項については、該当ありません。

5 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		51,367	1.26	45,967	1.11	50,292	1.21
コールローン		62,219	1.53	86,834	2.09	129,381	3.11
買入金銭債権		21,541	0.53	21,571	0.52	22,363	0.54
商品有価証券		721	0.02	1,493	0.04	1,012	0.02
金銭の信託		12,994	0.32	14,290	0.34	13,985	0.34
有価証券	※1, 2 9, 15	1,372,718	33.78	1,379,461	33.23	1,354,903	32.54
貸出金	※3, 4 5, 6 7, 8 10	2,416,042	59.45	2,492,148	60.04	2,481,394	59.59
外国為替	※8	4,890	0.12	5,702	0.14	8,460	0.20
その他資産	※9	15,783	0.39	14,896	0.36	13,373	0.32
有形固定資産	※11 12, 14	61,324	1.51	59,448	1.43	61,512	1.48
無形固定資産		6,368	0.16	8,386	0.20	7,967	0.19
支払承諾見返	※15	52,771	1.30	36,444	0.88	36,625	0.88
貸倒引当金		△15,031	△0.37	△15,942	△0.38	△17,404	△0.42
投資損失引当金		—	—	△0	△0.00	△0	△0.00
資産の部合計		4,063,712	100.00	4,150,702	100.00	4,163,868	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※9	3,490,351	85.89	3,569,467	86.00	3,590,251	86.22
譲渡性預金		120,051	2.95	124,706	3.00	119,949	2.88
コールマネー		24,169	0.59	5,771	0.14	14,166	0.34
債券貸借取引受入 担保金	※9	31,139	0.77	42,679	1.03	38,114	0.92
借入金	※13	32,000	0.79	34,600	0.83	34,600	0.83
外国為替		104	0.00	95	0.00	63	0.00
その他負債		29,177	0.72	30,680	0.74	35,337	0.85
役員賞与引当金		—	—	—	—	35	0.00
退職給付引当金		6,289	0.15	7,394	0.18	6,784	0.16
役員退職慰労引当金		—	—	204	0.00	235	0.01
時効預金払戻引当金		—	—	707	0.02	418	0.01
その他の偶発損失 引当金		—	—	901	0.02	—	—
繰延税金負債		14,319	0.35	19,809	0.48	14,739	0.35
再評価に係る 繰延税金負債	※14	12,923	0.32	11,414	0.28	12,292	0.30
支払承諾	※15	52,771	1.30	36,444	0.88	36,625	0.88
負債の部合計		3,813,297	93.83	3,884,877	93.60	3,903,613	93.75
(純資産の部)							
資本金		33,076	0.81	33,076	0.80	33,076	0.79
資本剰余金		23,944	0.59	23,948	0.58	23,946	0.58
資本準備金		23,942		23,942		23,942	
その他資本剰余金		2		5		3	
利益剰余金		130,242	3.21	138,282	3.33	134,344	3.23
利益準備金		7,482		7,800		7,641	
その他利益剰余金		122,760		130,481		126,702	
配当準備金		2		—		2	
退職慰労積立金		720		—		720	
固定資産圧縮 積立金		78		363		307	
固定資産圧縮 特別勘定積立金		—		—		55	
別途積立金		114,532		123,532		114,532	
繰越利益剰余金		7,425		6,585		11,083	
自己株式		△526	△0.01	△689	△0.02	△604	△0.02
株主資本合計		186,738	4.60	194,617	4.69	190,762	4.58
その他有価証券評 価差額金		50,613	1.25	60,590	1.46	57,584	1.38
繰延ヘッジ損益		219	0.00	△2	△0.00	△7	△0.00
土地再評価差額金	※14	12,843	0.32	10,620	0.25	11,915	0.29
評価・換算 差額等合計		63,676	1.57	71,208	1.71	69,491	1.67
純資産の部合計		250,414	6.17	265,825	6.40	260,254	6.25
負債及び 純資産の部合計		4,063,712	100.00	4,150,702	100.00	4,163,868	100.00

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		42,981	100.00	46,751	100.00	84,692	100.00
資金運用収益		32,207		37,327		66,147	
(うち貸出金利息)		(21,307)		(25,198)		(44,496)	
(うち有価証券利息 配当金)		(10,547)		(11,508)		(20,888)	
役務取引等収益		6,204		6,354		12,481	
その他業務収益		1,328		731		2,051	
その他経常収益		3,241		2,338		3,992	
経常費用		35,158	81.80	38,005	81.29	69,746	82.35
資金調達費用		3,682		7,651		9,296	
(うち預金利息)		(1,943)		(5,412)		(5,379)	
役務取引等費用		1,883		2,038		3,744	
その他業務費用		3,449		2,226		5,604	
営業経費	※1	22,606		23,466		44,150	
その他経常費用	※2	3,535		2,622		6,950	
経常利益		7,822	18.20	8,745	18.71	14,945	17.65
特別利益	※3	1,931	4.49	1,825	3.90	2,719	3.21
特別損失	※4,5	2,307	5.37	2,050	4.39	3,380	3.99
税引前中間 (当期)純利益		7,446	17.32	8,520	18.22	14,285	16.87
法人税、住民税 及び事業税		4,264	9.92	4,018	8.59	7,028	8.30
法人税等調整額		△1,422	△3.31	1,066	2.28	△1,313	△1.55
中間(当期)純利益		4,604	10.71	3,436	7.35	8,570	10.12

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本												自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							利益 剰余 金 合 計				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金										
						配 当 準 備 金	退 職 給 付 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
平成18年3月31日残高(百万円)	33,076	23,942	—	23,942	7,317	2	720	78	105,832	11,488	125,440	△470	181,990			
中間会計期間中の変動額																
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	165	—	—	—	—	△959	△793	—	△793			
別途積立金(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	8,700	△8,700	—	—	—			
役員賞与(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△35	△35	—	△35			
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,604	4,604	—	4,604			
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△62	△62			
自己株式の処分	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—	—	6	8			
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,026	1,026	—	1,026			
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	2	2	165	—	—	—	8,700	△4,063	4,802	△56	4,747			
平成18年9月30日残高(百万円)	33,076	23,942	2	23,944	7,482	2	720	78	114,532	7,425	130,242	△526	186,738			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	50,741	—	13,870	64,612	246,602
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△793
別途積立金(注)	—	—	—	—	—
役員賞与(注)	—	—	—	—	△35
中間純利益	—	—	—	—	4,604
自己株式の取得	—	—	—	—	△62
自己株式の処分	—	—	—	—	8
土地再評価差額金の取崩	—	—	△1,026	△1,026	—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△127	219	—	91	91
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△127	219	△1,026	△935	3,812
平成18年9月30日残高(百万円)	50,613	219	12,843	63,676	250,414

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本													
	資本金	資本剰余金				利益剰余金							自 株	主 本 計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計			
						配当 準備金	退職 労 積立金	固定資 産圧縮 積立金	固定資 産圧縮 特別 勘定 積立金	別途 積立金		繰上 り 剰余金		
平成19年3月31日 残高(百万円)	33,076	23,942	3	23,946	7,641	2	720	307	55	114,532	11,083	134,344	△604	190,762
中間会計期間中の 変動額														
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	158	—	—	—	—	—	△951	△793	—	△793
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,000	△9,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,436	3,436	—	3,436
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△92	△92
自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	7	9
配当準備金の取崩	—	—	—	—	—	△2	—	—	—	—	2	—	—	—
退職慰労積立金の 取崩	—	—	—	—	—	—	△720	—	—	—	720	—	—	—
固定資産圧縮特別 勘定積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	55	△55	—	—	—	—	—
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,294	1,294	—	1,294
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	1	1	158	△2	△720	55	△55	9,000	△4,497	3,938	△85	3,854
平成19年9月30日 残高(百万円)	33,076	23,942	5	23,948	7,800	—	—	363	—	123,532	6,585	138,282	△689	194,617

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高(百万円)	57,584	△7	11,915	69,491	260,254
中間会計期間中の 変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△793
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	3,436
自己株式の取得	—	—	—	—	△92
自己株式の処分	—	—	—	—	9
配当準備金の取崩	—	—	—	—	—
退職慰労積立金の 取崩	—	—	—	—	—
固定資産圧縮特別 勘定積立金の取崩	—	—	—	—	—
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	1,294
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	3,006	4	△1,294	1,716	1,716
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	3,006	4	△1,294	1,716	5,571
平成19年9月30日 残高(百万円)	60,590	△2	10,620	71,208	265,825

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本													自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金											
		資 本 準 備 金	そ の 他 本 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金											
						配 当 準 備 金	退 職 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	利 益 剰 余 金 合 計					
平成18年3月31日 残高(百万円)	33,076	23,942	—	23,942	7,317	2	720	78	—	105,832	11,488	125,440	△470	181,990			
事業年度中の変動額																	
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	158	—	—	—	—	—	△952	△793	—	△793			
剰余金の配当	—	—	—	—	158	—	—	—	—	—	△952	△793	—	△793			
固定資産圧縮積立 金の積立	—	—	—	—	—	—	—	228	—	—	△228	—	—	—			
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	55	—	△55	—	—	—			
別途積立金(注)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,700	△8,700	—	—	—			
役員賞与(注)	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	△42	△35	—	△35			
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,570	8,570	—	8,570			
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△145	△145			
自己株式の処分	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	11	15			
土地再評価差額金 の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,954	1,954	—	1,954			
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
事業年度中の変動額 合計(百万円)	—	—	3	3	324	—	—	228	55	8,700	△405	8,903	△134	8,772			
平成19年3月31日 残高(百万円)	33,076	23,942	3	23,946	7,641	2	720	307	55	114,532	11,083	134,344	△604	190,762			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	50,741	—	13,870	64,612	246,602
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	△793
剰余金の配当	—	—	—	—	△793
固定資産圧縮積立 金の積立	—	—	—	—	—
固定資産圧縮特別 勘定積立金の積立	—	—	—	—	—
別途積立金(注)	—	—	—	—	—
役員賞与(注)	—	—	—	—	△35
当期純利益	—	—	—	—	8,570
自己株式の取得	—	—	—	—	△145
自己株式の処分	—	—	—	—	15
土地再評価差額金 の取崩	—	—	—	—	1,954
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額(純額)	6,842	△7	△1,954	4,879	4,879
事業年度中の変動額 合計(百万円)	6,842	△7	△1,954	4,879	13,652
平成19年3月31日 残高(百万円)	57,584	△7	11,915	69,491	260,254

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(4) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(1) 同 左</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p> <p>(3) 同 左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>	<p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年 (会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 3年～20年</p>
	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,116百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,363百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,332百万円であります。</p>
	—————	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左
	—————	—————	(3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は35百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理数理計算上の差異</p> <p>各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、内規に基づいて発生していると認められる要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間会計期間において、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間会計期間の営業経費は210百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職金の支払いに備えるため、年度末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来支出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日改正日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号。以下「監査・保証実務委員会報告第42号」という。)を適用し、当事業年度からは、内規に基づく年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は235百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—————	<p>(5) 時効預金払戻引当金</p> <p>時効預金払戻引当金は、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、前事業年度の下期より「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>前中間会計期間において、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合は、前中間会計期間のその他経常費用は315百万円増加し、税引前中間純利益は同額減少いたします。</p>	<p>(6) 時効預金払戻引当金</p> <p>時効預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った時効預金の払戻請求に備えるため必要と認められた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一定の要件を満たす睡眠預金については、従来時効預金として負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「監査・保証実務委員会報告第42号」を適用し、当事業年度からは、過去の支払実績等を勘案して必要と認められた額を時効預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べその他の経常費用は418百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>
	—————	<p>(6) その他の偶発損失引当金</p> <p>その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	—————
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうち特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同 左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。</p>		
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	同 左	<p>消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は250,195百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は260,262百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>

(表示方法の変更)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「配当準備金」「退職慰労積立金」「固定資産圧縮積立金」「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

(6) 中間個別財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期末 (平成18年9月30日)	当中間会計期末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式(及び出資)総額 2,127百万円</p> <p>※2 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,383百万円、延滞債権額は21,089百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,097百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式(及び出資)総額 2,270百万円</p> <p>※2 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,589百万円、延滞債権額は24,289百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,975百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 2,664百万円</p> <p>※2 使用貸借又は貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は1,997百万円、延滞債権額は22,705百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,641百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は38,277百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は62,848百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は16,230百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,811百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,323百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>136,782百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,603百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>31,139百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,543百万円を差し入れております。</p>	有価証券	136,782百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,603百万円	債券貸借取引	31,139百万円	受入担保金		<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,938百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,793百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間会計期間末残高は14,118百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,435百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,518百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>147,104百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>2,467百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>42,679百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,792百万円を差し入れております。</p>	有価証券	147,104百万円	担保資産に対応する債務		預金	2,467百万円	債券貸借取引	42,679百万円	受入担保金		<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は34,566百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,911百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は16,117百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,723百万円を継続保有し、貸出金中の証書貸付に計上しております。</p> <p>※8 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は36,704百万円あります。</p> <p>※9 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>142,302百万円</td> </tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>8,227百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引</td> <td>38,114百万円</td> </tr> <tr> <td>受入担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券61,541百万円を差し入れております。</p>	有価証券	142,302百万円	担保資産に対応する債務		預金	8,227百万円	債券貸借取引	38,114百万円	受入担保金	
有価証券	136,782百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	2,603百万円																															
債券貸借取引	31,139百万円																															
受入担保金																																
有価証券	147,104百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	2,467百万円																															
債券貸借取引	42,679百万円																															
受入担保金																																
有価証券	142,302百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	8,227百万円																															
債券貸借取引	38,114百万円																															
受入担保金																																

前中間会計期末 (平成18年9月30日)	当中間会計期末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>また、その他資産のうち保証金は946百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、779,661百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が771,884百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 45,031百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,168百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>また、その他資産のうち保証金は924百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、790,876百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が775,778百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 46,308百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>また、その他の資産のうち保証金は920百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。</p> <p>※10 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、772,983百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が755,999百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 45,494百万円</p> <p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金32,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,600百万円が含まれております。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,277百万円であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>なお、当該債務保証に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ14,623百万円減少いたします。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,600百万円が含まれております。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 19,530百万円</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は11,167百万円であります。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当該債務保証に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ11,167百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 1,063百万円 その他 855百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却2,662百万円及び株式等償却60百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、貸倒引当金戻入益1,532百万円、償却債権取立益398百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損46百万円、減損損失2,261百万円であります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176百万円</p> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,017百万円 無形固定資産 795百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却716百万円及び株式等償却192百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、貸倒引当金戻入益1,038百万円、償却債権取立益787百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損58百万円、減損損失1,991百万円であります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産1カ所 種類 動産 減損損失額 7百万円</p> <p>(ロ)滋賀県外 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,984百万円</p> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 2,007百万円 その他 1,677百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却3,319百万円及び株式等償却97百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益は、固定資産処分益1,581百万円、償却債権取立益1,138百万円であります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損66百万円、減損損失3,313百万円であります。</p> <p>※5 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <p>(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)</p> <p>(イ)滋賀県内 主な用途 営業用資産2カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 85百万円</p> <p>(ロ)滋賀県内 主な用途 共用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 1,051百万円</p> <p>(ハ)滋賀県外 主な用途 営業用資産1カ所 種類 土地・建物・動産 減損損失額 2,176百万円</p> <p>上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>(資産グループの概要及びグルーピングの方法)</p> <p>(イ)資産グループの概要</p> <p>①遊休資産 店舗・社宅跡地等</p> <p>②営業用資産 営業の用に供する資産</p> <p>③共用資産 銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)</p> <p>(ロ)グルーピングの方法</p> <p>①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング</p> <p>②営業用資産 原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング</p> <p>③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング</p> <p>(回収可能価額)</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	864	80	11	933	(注)
合 計	864	80	11	933	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

II 当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	1,030	114	11	1,132	(注)
合 計	1,030	114	11	1,132	

(注) 当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

III 前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	864	185	19	1,030	(注)
合 計	864	185	19	1,030	

(注) 当事業年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当事業年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。